平成２７年（フ）第９５１号
東京都国立市西２丁目11番地の11メゾン201
債務者　姫田　順郎
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳原　桑子
4　破産債権の届出期間　平成28年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月31日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５３号
静岡県沼津市大岡2429番地の10　フレグランス海野Ｃ棟202
債務者　大庭　卓哉
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一杉　泰博
4　破産債権の届出期間　平成28年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
千葉県松戸市西馬橋相川町176番地の２　ハイツクレイン204号
債務者　須田　和男
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　義和
4　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月20日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１１９号
千葉県松戸市西馬橋相川町176番地の２　ハイツクレイン204号
債務者　須田己知子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　義和
4　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月20日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１３５号
千葉県松戸市栄町８丁目656番地の12、住民票上の住所千葉県松戸市栄町８丁目668番地の11
債務者　菅沼　一也
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守屋　智章
4　破産債権の届出期間　平成28年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月４日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１３８号
千葉県我孫子市中峠台６番地の４
債務者　大原喜美雄
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高島　圭介
4　破産債権の届出期間　平成28年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４６６号
兵庫県加古川市野口町長砂976番地の１　サーパス加古川411号、従前の住所兵庫県加古川市別府町西町34番地　パラドールＡ－201号
債務者　柳　　勇太
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　破産債権の届出期間　平成28年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０号
鹿児島県姶良市加治木町諏訪町109番地７　オレンジライン103号、申立時の住民票上の住所鹿児島県姶良市加治木町新富町70番地
債務者　生方　幸一（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　徹
4　破産債権の届出期間　平成28年４月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第５００３号
大阪府茨木市太田２丁目８番18号　協和マンション　206号
債務者　武田　明美（旧姓首藤）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　雅明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８号
岡山県津山市国分寺186番地８　サンティア国分寺２号棟705
債務者　岩本　典子（旧姓森脇）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　知康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月13日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第３９号
香川県高松市勅使町929番地１　ボヌール201
債務者　森田小津江（旧姓三井）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬伏　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５号
香川県東かがわ市坂元771番地
債務者　河井　弘樹
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉井　邦芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６１０号
熊本県上益城郡山都町金内1275番地１、前住所熊本市中央区神水本町１番30―603号
債務者　中村　瑠璃
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻上　友男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６５号
鹿児島県鹿児島市錦江台２丁目14番26号（リリーハイツ201号）
債務者　松元　史久
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂免　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係